この統計は、令和3年度における鳥獣保護及び狩猟行政に関し、各都道府県から提出された「鳥獣関係統計報告」を主体とし、これに環境大臣の許可権限にかかる鳥獣の捕獲件数等の資料を加え、集計とりまとめたものですが、数値等は確定したものではありません。

令和7年10月 環境省自然環境局野生生物課

(注記)

- 1. 単位は原則として、各表の右段または区分欄に()書きで表示しています。
- 2. 金額にかかる単位について千円として整理しているものについては、各項目別に千円未満を四捨五入しています。
- 3. 比率については、小数点以下3位を四捨五入し、これを%として表示しています。
- 4. 比較のため掲載している令和元年度、令2年度の数値は、訂正等により過去の統計値とは異なっている場合があります。
- 5. 本統計のデータは原則として、令和3年4月から令和4年3月の値ですが、「14環境大臣の鳥獣捕獲許可による捕獲鳥獣数(3)標識調査」については、令和3年1月から令和3年12月の値です。
- 6. 本統計資料は、各都道府県からの報告を集計しており、個々の数値等に関しては当該都 道府県へ問い合わせください。
- 7. 平成30年度より「30 ヤマドリの販売許可状況」の名称を「30 ヤマドリ、オオタカの販売許可状況」に変更し、「オオタカの販売許可状況」の様式を追加しました。
- 8. 令和3年度より、「11 狩猟者登録を受けた者による捕獲鳥獣数」は鳥類、獣類、報告率毎にワークシートを分割しています。
 - 「12 都道府県知事の捕獲許可による捕獲鳥獣数」と「14 環境大臣の捕獲許可による 捕獲鳥獣数」は、鳥類、鳥類の卵、獣類毎にワークシートを分割しています。また、どち らも(1)総括表は、鳥獣類別だけでなく許可証交付件数も別シートにしています。
 - 「14 環境大臣の鳥獣捕獲許可による捕獲鳥獣数(3)標識調査」は鳥類のみのため、 シート分割はしていません。

なお、鳥獣種名はアイウエオ順にし、項目は一列に並べています。

- 9. 令和 3 年度分より、「外来生物法に基づく防除による捕獲特定外来生物数」は、「1 2 都道府県知事の捕獲許可による捕獲鳥獣数(10) 外来生物法に基づく捕獲」「1 4 環境大臣の捕獲許可による捕獲鳥獣数(11) 外来生物法に基づく捕獲」として作成しています。
- 10. 一部未完了の表がありますが、県から報告があり次第差し替えを行います。 該当表は、各表の欄外コメントをご参照ください。